

狭山市立小・中学校体育館の開放に関する注意事項

規則で定める禁止行為

- 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること
- 指定した場所以外の場所に立ち入ること
- 指定した設備以外の設備を使用すること
- 指定した場所以外の場所に自動車等を持ち入れ又は駐車すること
- 飲酒をすること
- 喫煙その他の火気を使用をすること
- 暴力を用いる等他の使用者に迷惑を及ぼすこと

規程で定める遵守事項

- 体育館等の開放時間を厳守すること
- 体育館等の利用が終了したときは、当該施設を原状に復すること
- 体育館等で飲食をしないこと
- 発生したごみは持ち帰ること
- 体育館等を利用した活動については、参加者からの費用徴収は必要最小限度にとどめること
- 利用目的以外の目的で体育館等を利用しないこと

【学校体育館利用に際し守ること】

- ①鍵及びカードキーの管理には十分注意すること。
- ②建物管理は利用時間中責任を持って管理し、学校物品等破損した場合には速やかにスポーツ振興課へ報告するとともに、直ちに活動を停止し、対応（原状復帰）すること。この際、発生した経費については団体が負担すること。
- ③消耗品（ネット、バスケットゴールの自動昇降機の電池等）については各団体で用意すること。
- ④利用後は、その日のうちに利用報告システムで利用人数等を報告すること。なお、利用しない場合は、同様に「利用なし」の旨を報告すること。
- ⑤退館時には照明の消灯及び戸締りを確認すること。近隣住民に迷惑が掛からないよう、活動終了後は直ちに学校敷地内から退去すること。
- ⑥利用中に発生した事故は、利用者の自己責任とし、事故が発生したときは、直ちにスポーツ振興課に報告すること。
- ⑦運営委員会には各団体1名は必ず出席し、連絡事項等は全ての団体構成員に周知すること。運営委員会実施日が荒天等の理由により実施できないと思われる場合は、15時以降にスポーツ振興課へ連絡し実施の有無を確認すること。
- ⑧災害時等の避難所開設が必要となった場合、利用を停止すること。
- ⑨団体活動の中止等により、体育館を利用しなくなった場合は、速やかに貸与している鍵を返却すること。

※法令等で定められた禁止行為、遵守事項及び上記事項が守られない場合には、利用を停止します。

【スポーツ振興課への報告等について】

緊急時等、スポーツ振興課への報告等について、市役所開庁時間外の場合は、夜間・休日受付へ報告してください。

（スポーツ振興課職員への連絡体制をとっています／☎04-2953-1111）

